

令和4年松原市議会第3回定例会付議事件

- 議案第44号 令和4年度松原市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第45号 令和4年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第46号 令和4年度松原市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第47号 令和4年度松原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 松原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第49号 松原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第50号 松原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について
- 議案第51号 松原市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について
- 議案第52号 松原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第53号 松原市南部大阪都市計画岡1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定について
- 議案第54号 財産取得について（若林地区雨水対策事業用地）
- 議案第55号 令和3年度松原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 認定第1号 令和3年度松原市水道事業会計決算認定について
- 認定第2号 令和3年度松原市下水道事業会計決算認定について
- 認定第3号 令和3年度松原市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和3年度松原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和3年度松原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 令和3年度松原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 令和3年度丹南財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 令和3年度若林財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 令和3年度岡財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 令和3年度大堀財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第11号 令和3年度小川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第12号 令和3年度一津屋財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第13号 令和3年度別所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第14号 令和3年度田井城財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和 4 年 度

松原市一般会計補正予算

(第 6 号)

令和 4 年度松原市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 4 年度松原市の一般会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 871,843 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,922,149 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年 9 月 28 日 提出

松原市長 澤井 宏文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		千円 12,486,050	千円 21,940	千円 12,507,990
	2. 国庫補助金	2,157,175	21,940	2,179,115
15. 府支出金		4,013,111	13,874	4,026,985
	2. 府補助金	669,752	13,874	683,626
19. 諸収入		712,282	△173,215	539,067
	5. 雑入	650,228	△173,215	477,013
21. 繰越金			1,009,244	1,009,244
	1. 繰越金		1,009,244	1,009,244
歳入合計		47,050,306	871,843	47,922,149

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		千円 3, 7 3 3, 6 1 2	千円 5 4 6, 0 0 0	千円 4, 2 7 9, 6 1 2
	1. 総 務 管 理 費	2, 6 7 6, 9 4 3	5 4 6, 0 0 0	3, 2 2 2, 9 4 3
3. 民 生 費		2 5, 7 8 7, 6 6 8	3 0 6, 1 1 7	2 6, 0 9 3, 7 8 5
	1. 社 会 福 祉 費	9, 8 5 8, 3 3 6	5 1, 5 2 6	9, 9 0 9, 8 6 2
	2. 児 童 福 祉 費	8, 1 4 0, 9 6 2	1 3 8, 5 2 6	8, 2 7 9, 4 8 8
	3. 生 活 保 護 費	6, 3 0 6, 3 3 3	1 1 6, 0 6 5	6, 4 2 2, 3 9 8
8. 教 育 費		3, 8 3 2, 7 6 8	1 9, 7 2 6	3, 8 5 2, 4 9 4
	4. 幼 稚 園 費	7 6 4, 4 3 5	1 9, 7 2 6	7 8 4, 1 6 1
歳 出	合 計	4 7, 0 5 0, 3 0 6	8 7 1, 8 4 3	4 7, 9 2 2, 1 4 9

第 2 表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 北認定こども園建設工事設計業務委託	令和 4 年度) 令和 5 年度	36,940 千円

令和 4 年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

(第 6 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	14,365,232 <small>千円</small>		14,365,232 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	190,000		190,000
3. 利 子 割 交 付 金	15,000		15,000
4. 配 当 割 交 付 金	99,000		99,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	95,000		95,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	207,000		207,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,590,000		2,590,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	37,000		37,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	100,500		100,500
10. 地 方 交 付 税	8,688,000		8,688,000
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	19,000		19,000
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	232,168		232,168
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	506,670		506,670
14. 国 庫 支 出 金	12,486,050	21,940	12,507,990
15. 府 支 出 金	4,013,111	13,874	4,026,985
16. 財 産 収 入	347,559		347,559
17. 寄 附 金	101,970		101,970
18. 繰 入 金	695,764		695,764

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸収入	712,282 ^{千円}	△173,215 ^{千円}	539,067 ^{千円}
20. 市債	1,549,000		1,549,000
21. 繰越金		1,009,244	1,009,244
歳入合計	47,050,306	871,843	47,922,149

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 議会費	335,040		335,040				
2. 総務費	3,733,612	546,000	4,279,612	18,000			528,000
3. 民生費	25,787,668	306,117	26,093,785	17,148			288,969
4. 衛生費	3,967,707		3,967,707				
5. 産業経済費	1,091,693		1,091,693				
6. 土木費	2,906,426		2,906,426				
7. 消防費	1,337,699		1,337,699				
8. 教育費	3,832,768	19,726	3,852,494	666			19,060
9. 公債費	3,982,693		3,982,693				
10. 予備費	75,000		75,000				
歳出合計	47,050,306	871,843	47,922,149	35,814			836,029

2. 歳 入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1.総 務 費 国庫補助金	千円 552,934	千円 18,000	千円 570,934	3.総務管理費 補助金	千円 18,000	地方創生推進交付金 千円
2.民 生 費 国庫補助金	941,008	3,607	944,615	2.児童福祉費 補助金	3,607	子ども・子育て支援交付金
5.教 育 費 国庫補助金	25,244	333	25,577	5.幼稚園費 補助金	333	子ども・子育て支援交付金
計	2,157,175	21,940	2,179,115			

(款) 15. 府支出金

(項) 2. 府補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費 府補助金	千円 562,045	千円 13,541	千円 575,586	2. 児童福祉費 補助金	千円 13,541	子ども・子育て支援交付金 保育対策総合支援事業 千円 3,607 9,934
7. 教育費 府補助金	50,679	333	51,012	3. 幼稚園費 補助金	333	子ども・子育て支援交付金
計	669,752	13,874	683,626			

(款) 15. 府支出金

(款) 19. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 雑入	千円 650,205	千円 △173,215	千円 476,990	1. 雑入	千円 △173,215	雑入 千円
計	650,228	△173,215	477,013			

(款) 21. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	千円	千円	千円	1. 前年度繰越金	千円	千円
		1,009,244	1,009,244		1,009,244	
計		1,009,244	1,009,244			

(款) 21. 繰越金

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分			金 額
				国府支出金	地方債	その他					
7. 企画費	千円 89,753	千円 36,000	千円 125,753	千円 18,000	千円	千円	千円 18,000	12. 委託料	千円 36,000	千円 その他委託料	千円 スケートボードパークを核としたまちづくり事業 36,000
15. 財政調整基金費	174,390	510,000	684,390				510,000	24. 積立金	510,000	財政調整基金積立金	財政調整基金費 510,000
計	2,676,943	546,000	3,222,943	18,000			528,000				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉 総務費	1,182,275	32,143	1,214,418				32,143	22. 償還金、 利子及び 割引料	32,143	償還金	生活困窮者自立支援事業 8,701 新型コロナウイルス感染症生 活困窮者自立支援金給付事業 23,442
11. 障害者 自立支援費	3,822,379	19,383	3,841,762				19,383	22. 償還金、 利子及び 割引料	19,383	償還金	自立支援医療事業 7,319 障害者総合支援法事務事業 12,064
計	9,858,336	51,526	9,909,862				51,526				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

1. 生活保護 総務費	167,333	116,065	283,398				116,065	22. 償還金、 利子及び 割引料	116,065	償還金	生活保護事務事業	116,065
計	6,306,333	116,065	6,422,398				116,065					

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

(款) 8. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国府支出金	地方債	その他					
1. 幼稚園 総務費	千円 764,435	千円 19,726	千円 784,161	千円 666	千円	千円	千円 19,060	18. 負担金、 補助及び 交付金 22. 償還金、 利子及び 割引料	千円 1,000 千円 18,726	千円 補助金 千円 償還金	千円 子ども施設課一般事務費 1,486 認定こども園等運営管理事業 11,781 子育てのための教育施設等利 用給付事業 6,459
計	764,435	19,726	784,161	666			19,060				

債務負担行為で令和5年度以降にわたるものについての令和3年度末までの
支出額又は支出額の見込み及び令和4年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項		限 度 額	令和3年度末まで の支出（見込）額		令和4年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国・府支出金	地 方 債	そ の 他	
(仮称)北認定こども園建設 工事設計業務委託	令 和 4 年 度	千円 36,940	年	千円	年	千円 36,940	千円	千円 33,200	千円	千円 3,740

令和4年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算

(第2号)

令和 4 年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度松原市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 191 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15, 887, 977 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 28 日 提出

松原市長 澤 井 宏 文

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5. 諸 収 入		千円 1, 4 1 5, 6 6 4	千円 8, 1 9 1	千円 1, 4 2 3, 8 5 5
	3. 雑 入	1, 4 1 4, 8 0 4	8, 1 9 1	1, 4 2 2, 9 9 5
歳 入	合 計	1 5, 8 7 9, 7 8 6	8, 1 9 1	1 5, 8 8 7, 9 7 7

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 保健事業費		千円 124,244	千円 8,191	千円 132,435
	1. 特定健康診査等事業費	88,329	8,191	96,520
歳 出	合 計	15,879,786	8,191	15,887,977

令和 4 年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

(第 2 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料	2,606,193 <small>千円</small>		2,606,193 <small>千円</small>
2. 一部負担金	10		10
3. 府支出金	10,382,171		10,382,171
4. 繰入金	1,475,748		1,475,748
5. 諸収入	1,415,664	8,191	1,423,855
歳入合計	15,879,786	8,191	15,887,977

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 総 務 費	千円 254,292	千円	千円 254,292	千円	千円	千円	千円
2. 保 険 給 付 費	10,154,760		10,154,760				
3. 国 民 健 康 保 険 金 事 業 費 納 付 金	3,841,856		3,841,856				
4. 保 健 事 業 費	124,244	8,191	132,435				8,191
5. 公 債 費	8,667		8,667				
6. 諸 支 出 金	1,395,967		1,395,967				
7. 予 備 費	100,000		100,000				
歳 出 合 計	15,879,786	8,191	15,887,977				8,191

2. 歳 入
 (款) 5. 諸収入
 (項) 3. 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5. 雑 入	千円 1,388,704	千円 8,191	千円 1,396,895	1. 雑 入	千円 8,191	千円
計	1,414,804	8,191	1,422,995			

3. 歳 出

(款) 4. 保健事業費

(項) 1. 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分			金 額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 特定健康 診 査 等 事 業 費	千円 88,329	千円 8,191	千円 96,520	千円	千円	千円	千円 8,191	22. 償還金、 利子及び 割引料	千円 8,191	千円 償還金 特定健康診査等事業 8,191	
計	88,329	8,191	96,520				8,191				

(款) 4. 保健事業費

(項) 1. 特定健康診査等事業費

令和4年度

松原市介護保険特別会計補正予算

(第1号)

令和 4 年度松原市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度松原市の介護保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 113,315 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,157,874 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 28 日提出

松原市長 澤井宏文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		千円 3, 201, 262	千円 8, 350	千円 3, 209, 612
	2. 国庫補助金	957, 734	8, 350	966, 084
8. 繰越金			104, 965	104, 965
	1. 繰越金		104, 965	104, 965
歳入合計		13, 044, 559	113, 315	13, 157, 874

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 基金積立金		千円 156	千円 16,346	千円 16,502
	1. 基金積立金	156	16,346	16,502
6. 諸支出金		4,518	96,969	101,487
	1. 償還金及び還付加算金	4,518	96,969	101,487
歳 出	合 計	13,044,559	113,315	13,157,874

令和 4 年度

松原市介護保険特別会計補正予算に関する説明書

(第 1 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	2,375,369 ^{千円}		2,375,369 ^{千円}
2. 国庫支出金	3,201,262	8,350	3,209,612
3. 支払基金交付金	3,411,053		3,411,053
4. 府支出金	1,807,254		1,807,254
5. 財産収入	165		165
6. 繰入金	2,247,751		2,247,751
7. 諸収入	1,705		1,705
8. 繰越金		104,965	104,965
歳入合計	13,044,559	113,315	13,157,874

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1. 総 務 費	230,416		230,416				
2. 保 険 給 付 費	12,222,148		12,222,148				
3. 地 域 支 援 事 業 費	553,972		553,972				
4. 基 金 積 立 金	156	16,346	16,502				16,346
5. 公 債 費	3,349		3,349				
6. 諸 支 出 金	4,518	96,969	101,487				96,969
7. 予 備 費	30,000		30,000				
歳 出 合 計	13,044,559	113,315	13,157,874				113,315

2. 歳 入

(款) 2. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 調整交付金	千円 758,952	千円 8,350	千円 767,302	2. 前年度分	千円 8,350	千円 調整交付金
計	957,734	8,350	966,084			

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	千円	千円	千円	1. 前年度繰越金	千円	千円
		104,965	104,965		104,965	
計		104,965	104,965			

(款) 8. 繰越金

3. 歳 出

(款) 4. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1. 介護給付費準備基金積立金	千円 156	千円 16,346	千円 16,502	千円	千円	千円	千円 16,346	24. 積立金	千円 16,346	千円 その他特定目的 介護給付費準備基金積立金 事業 16,346
計	156	16,346	16,502				16,346			

令和 4 年度

松原市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第 1 号)

令和 4 年度松原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度松原市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 31,999 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,068,836 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 28 日 提出

松原市長 澤井宏文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金		千円	千円	千円
			31,999	31,999
	1. 繰越金		31,999	31,999
歳入	合計	2,036,837	31,999	2,068,836

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合 納付金		千円 1,993,162	千円 31,999	千円 2,025,161
	1. 後期高齢者医療広域連合 納付金	1,993,162	31,999	2,025,161
歳 出	合 計	2,036,837	31,999	2,068,836

令和 4 年度

松原市後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

(第 1 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	1,538,294 <small>千円</small>		1,538,294 <small>千円</small>
2. 繰入金	498,468		498,468
3. 諸収入	75		75
4. 繰越金		31,999	31,999
歳入合計	2,036,837	31,999	2,068,836

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 総務費	36,075		36,075				
2. 後期高齢者医療広域連合 納付金	1,993,162	31,999	2,025,161				31,999
3. 諸支出金	2,600		2,600				
4. 予備費	5,000		5,000				
歳出合計	2,036,837	31,999	2,068,836				31,999

2. 歳 入

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰 越 金	千円	千円	千円	1. 前年度繰越金	千円	千円
		31,999	31,999		31,999	
計		31,999	31,999			

3. 歳 出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区 分			金 額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 後期高齢者 医療広域連合 納付金	千円 1,993,162	千円 31,999	千円 2,025,161	千円	千円	千円	千円 31,999	18. 負担金、 補助及び 交付金	千円 31,999	千円 負担金 後期高齢者医療広域連合納付 金事業 31,999	
計	1,993,162	31,999	2,025,161				31,999				

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

議案第48号

松原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

松原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月28日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

松原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その養育する子が1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員であって、第2条の4に規定する場合に該当して当該子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（ウ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウ及びエを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

（3） 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）

当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児

休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第49号

松原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

松原市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第31号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月28日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

松原市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む。」の次に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「（1月間の日数（松原市の休日を定める条例（平成2年条例第10号）第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の松原市職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、施行日前における当該期間の計算については、なお従前の例による。

（松原市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

- 3 松原市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「勤務した日（勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数（松原市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第31号。以下「退職手当条例」という。）第2条第2項に規定する勤務日数をいう。）が職員みなし日数（同項に規定する職員みなし日数をいう。）以上ある月」に、「松原市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第31号。以下「退職手当条例」という。）」を「退職手当条例」に改める。

議案第50号

松原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例制定について

松原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のとおり制定する。

令和4年9月28日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する等の条例

(松原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 松原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(松原市職員の再任用に関する条例の廃止)

第2条 松原市職員の再任用に関する条例(平成13年条例第3号)は、廃止する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 松原市職員の定年等に関する条例第9条第1項及び第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(松原市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第4条 松原市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第6条から第9条までにおいて同じ。)を占めている職員につ

いては、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同条第2項中「前項の事由が引き続き存する」を「前項各号に掲げる事由が引き続きある」に改め、「認めるときは、」の次に「市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して」を加え、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第6条を第13条とし、第5条の次に次の7条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年条例第20号）第13条第1項に規定する管理職手当が支給される職とする。

（管理監督職勤務上限年齢制）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この条、次条及び第11条において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

（1） 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

（2） 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のう

ちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をするべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あら

かじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

附則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給

与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(松原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 松原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「期間とし、」を「期間、その発令の日に受ける」に改め、「及び」の次に「これに対する」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

第3条第2項中「及び」の次に「これに対する」を加える。

(松原市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 松原市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成2年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項中「再任用短時間勤務職員及び」を「定年前再任用短時間勤務職員及び」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第4条第2項、第12条及び第16条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(松原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 松原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項及び第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項及び第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「給料月額のうち」を「基準給料月額のうち」に改め、「応じた額」の次に「に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を規則で定める時間で除して得た数を乗じて得た額」を加え、同条第6項を削り、同条第7項中「第5項」を「前項」に、「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)」を「法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「(平成3年法律第110号)の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「給料月額に」を「基準給料月額に」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改め、同項を同条第8項とする。

第8条に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任等により降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する規則で定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

第15条の2第1項第1号中「以下「交通機関等」を「以下この項及び次項において「交通機関等」に、「以下「運賃等」を「以下この項及び次項において「運賃等」に改め、同項第2号中「以下「自動車等」を「以下この条において「自動車等」に改め、同条第2項第2号ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「同号に」を「この号本文に」に改める。

第17条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「以下この条」を「以下この項から第5項まで」に改め、同項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「常勤の再任用職員の勤務1時間当たりの給与額を考慮して」を削る。

第23条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の2第3号及び第4号並びに第23条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第23条の4第1項中「以下この条」を「以下この項」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第13条の4」を「第4条から第10条まで及び第13条の4」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

附則に次の7項を加える。

- 22 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第24項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 23 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 松原市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第13号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
 - (3) 松原市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 24 法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第26項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第22項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第22項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 25 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額

を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 2 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 2 2 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 2 4 項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 2 7 附則第 2 4 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 2 2 項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 2 8 附則第 2 2 項から前項までに定めるもののほか、附則第 2 2 項の規定による給料月額、附則第 2 4 項の規定による給料その他附則第 2 2 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1 一般職給料表 1 表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

「

187,700	235,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」

を

「

基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額
円	円	円	円	円	円	円	円
187,700	235,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

」

に改め、別表第 1 一般職給料表 2 表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

「

193,600	204,700	223,200	244,000	274,700
---------	---------	---------	---------	---------

」

を

「

基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額
円	円	円	円	円
193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

」

に改める。

(松原市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第9条 松原市職員の退職手当に関する条例(昭和30年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「要する者(法第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項又は)」を「要するもの(」に改める。

第4条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項の)」を「(同項の)」に改める。

第5条の3中「勤続し、」を「勤続して退職した者であつて、法第28条の6第1項の規定により退職した者(法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者及び」に、「10年」を「15年」に、「同項」を「第5条第1項」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に、「調整月額」を「この項及び第5項において「調整月額」に改める。

第7条第5項中「(前項中「(公務上の傷病及び通勤による傷病を除く。)」とあるのは「(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする」と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)」と読み替える。)」を削る。

第8条第3項中「(同条第4項中「(公務上の傷病及び通勤による傷病を除く。)」とあるのは「(公務上の傷病、通勤による傷病及び職員を地方公社又は休職指定法人の業務に従事させるための休職を除く。)」と読み替える。)」を削る。

第10条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「とする」を「とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及び本項の規定により算

定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「この条」を「この項から第6項まで」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合にあつては」を「場合には」に改める。

附則第2項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第11項から第14項まで」を加える。

附則第3項中「第5条の2」の次に「及び附則第13項」を加える。

附則第4項中「第5条」の次に「又は附則第12項」を加える。

附則第7項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第10項中「平成34年」を「令和7年」に改める。

附則に次の5項を加える。

- 1 1 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは「、第5条又は附則第11項」とする。
- 1 2 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは「、第5条又は附則第12項」とする。
- 1 3 一般職の職員の給与に関する条例附則第22項の規定による職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 1 4 当分の間、第5条の3に規定する者に対する同条の規定の適用については、同条本文中「15年を」とあるのは「10年を」とする。
- 1 5 前4項に定めるもののほか、前4項に定めるところによる職員の退職手当に関する特例については、国家公務員の例により、市長が定める。

(松原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 松原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新条例第3条から第5条までの」を「松原市職員の退職手当

に関する条例第3条から第5条まで又は附則第11項若しくは第12項の」に、「新条例第3条から第5条まで及び第5条の3」を「同条例第3条から第5条まで及び第5条の3並びに附則第11項から第14項」に改める。

附則第5項中「新条例第3条第1項」を「松原市職員の退職手当に関する条例第3条第1項」に、「新条例第5条の2」を「同条例第5条の2及び附則第13項」に改める。

附則第6項中「新条例」を「松原市職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条」の次に「又は附則第12項」を加える。

第11条 松原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新条例第2条の4」を「松原市職員の退職手当に関する条例第2条の4」に改める。

（松原市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第12条 松原市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第14条第1項中「ときは、退職手当を」を「ときに」に改める。

第15条第2項中「をいう。）、介護休暇」を「をいう。）、高齢者部分休業（当該職員が60歳に達した日以後の日で当該職員の申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（松原市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第13号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇」に、「一部につき」を「一部を」に改める。

第19条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定（松原市職員の退職手当に関する条例第10条第4項及び第11項第5号並びに附則第10項の改正規定に限る。）並びに附則第17項及び第32項の規定は、公布の日から施行する。

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。

（2） 暫定再任用職員 第8項又は第9項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 第13項又は第14項の規定により採用された職員をいう。

(松原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 暫定再任用短時間勤務職員は、第1条の規定による改正後の松原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新条例の規定を適用する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 暫定再任用職員に対する第3条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の適用については、同号中「任用される職員」とあるのは「任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

(松原市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

5 任命権者は、第1項本文に規定する施行の日（以下この項から第18項までにおいて「施行日」という。）前に第4条の規定による改正前の松原市職員の定年等に関する条例（以下この項から第18項までにおいて「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第4条の規定による改正後の松原市職員の定年等に関する条例（以下この項から第18項までにおいて「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

6 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下この項から第18項までにおいて同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施

行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

7 新条例第4条第3項及び第4項の規定は、第5項の規定による勤務について準用する。

(松原市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

8 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下次項から第15項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にあるものであって、旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下この項から第18項までにおいて同じ。)に達しているものを、従前の勤務実績に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は第5項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項、次項、第13項又は第14項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがあるもの

9 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下この項から第18項までにおいて「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 10 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 11 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員及び当該暫定再任用短時間勤務職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 12 任命権者は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員及び当該暫定再任用短時間勤務職員の同意を得なければならない
- 13 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、第8項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができる。
- 14 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、第9項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、新条例定年に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 15 前2項の場合においては、第10項から第12項までの規定を準用する。
（松原市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）
- 16 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える短時間勤務の職（以下この項において「短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における新条例定年に達しているものを、新条例第12条の規定により採用することができず、短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における新条例定年に達している定年前再任用短時間勤務職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

- 17 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(松原市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置等の委任)

- 18 前13項に定めるもののほか、第4条の規定の施行に関して必要な経過措置等は、国家公務員の例により、市長が定める。

(松原市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 19 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の松原市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

(松原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 20 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の松原市職員の育児休業等に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第19条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、新条例の規定を適用する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 21 第8条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)附則第22項から第28項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 22 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 23 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を松原市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成2年条例第11号)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 24 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、松原市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た

額とする。

- 2 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。
- 2 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第 2 3 条第 3 項の規定を適用する。
- 2 7 新条例第 2 3 条の 4 第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第 2 項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第 2 号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 2 8 新条例第 4 条から第 1 0 条まで及び第 1 3 条の 4 から第 1 5 条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 2 9 第 2 1 項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、市長が定める。
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置の委任)
- 3 0 第 2 1 項から前項までに定めるもののほか、第 8 条の規定の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。
(松原市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 1 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に対する第 9 条の規定による改正後の松原市職員の退職手当に関する条例（以下次項において「新条例」という。）第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。））」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。
- 3 2 新条例第 1 0 条第 4 項の規定は、第 1 項ただし書に規定する施行の日以後に新条例第 1 0 条第 4 項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。
(松原市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員については、第 1 2 条の規定による改正後の松原市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第 1 9 条に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、新条例の規定を適用する。

議案第51号

松原市職員の高齢者部分休業に関する条例制定について

松原市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月28日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市職員の高齢者部分休業に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(高齢者部分休業)

第2条 任命権者は、1週間を通じて、松原市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成2年条例第11号）第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分を単位として高齢者部分休業を承認することができる。

2 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年条例第20号）第16条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を松原市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第31号）第7条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第7項中「前各項」とあるのは、「前各項及び松原市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和 年条例第 号）第4条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは、「前各項及び松原市職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第6条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(施行の細目)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 5 2 号

松原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

松原市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年条例第 1 2 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 8 日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

松原市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第5条第1項」を「第3条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 3 号

松原市南部大阪都市計画岡 1 丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定について

松原市南部大阪都市計画岡 1 丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 8 日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市南部大阪都市計画岡 1 丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、本市が定める南部大阪都市計画岡 1 丁目地区地区計画（以下「岡 1 丁目地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）及び岡 1 丁目地区計画の定めるところによる。

(適用区域等)

第 3 条 この条例は、岡 1 丁目地区計画の区域内に適用する。

(建築物の用途の制限)

第 4 条 岡 1 丁目地区計画の区域内においては、次の各号に掲げる建築物以外を建築してはならない。

- (1) 物流センター及び物流拠点施設
- (2) 法別表第 2 (へ) 項第 5 号に掲げる建築物
- (3) 倉庫業を営まない倉庫
- (4) 前各号に掲げる建築物に附属するもの

(建築物の建ぺい率の制限)

第 5 条 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、10 分の 5 以下でなければならない。

(建築物の高さの制限)

第 6 条 建築物の高さは、20 メートル以下でなければならない。

2 前項の建築物の高さの算定については、次の各号に掲げる部分を算入しない。

- (1) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内である場合における当該屋上部分の高さが 5 メートルまでの部分
- (2) 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出部

(建築物の壁面の位置の制限)

第 7 条 建築物の外壁又はこれに代わる柱（地盤面下の部分を除く。以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に定める数値以上でなければならない。

- (1) 道路の境界線に接する場合 5.0 メートル
- (2) 前号以外の場合で岡 1 丁目地区計画の区域外と接する場合 2.0

メートル

(3) 前2号以外の場合 1.0メートル

2 次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、前項の規定は、適用しない。

(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの

(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの

(建築物の敷地面積の制限)

第8条 建築物の敷地面積は、5,000平方メートル以上でなければならない。

2 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により、当該土地の面積が減少し、前項の規定に適合しなくなる場合であって、その全部を一の敷地として使用するときにおいては、同項の規定は、適用しない。

(建築物の敷地が地区の内外にわたる場合の措置)

第9条 建築物の敷地が岡1丁目地区計画の区域の内外にわたる場合における第4条及び第8条第1項の規定の適用については、その敷地の過半が岡1丁目地区計画の区域内に属するときは当該建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用し、その敷地の過半が岡1丁目地区計画の区域外に属するときは当該建築物又はその敷地の全部についてこれらの規定を適用しない。

(公益上必要な建築物の特例)

第10条 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は市長が土地の利用状況に照らして適正な都市機能及び健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、その許可の範囲内において、第4条から第8条までの規定は、適用しない。

2 市長は、前項の許可をするときは、条件を付することができる。

(施行の細目)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第12条 次の各号に該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 第5条、第6条第1項及び第7条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

(3) 第8条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主（建築物を建築した後に、当該建築物の敷地を分割することにより、同項の規定に違反した場合においては、分割前の当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者）

(4) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意

によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。

- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

財産取得について（若林地区雨水対策事業用地）

次の財産を取得する。

記

1 取得する財産 若林地区雨水対策事業用地

所在地	地積
松原市若林2丁目3番1	6,877.35㎡

2 取得価格 174,813,046円

3 取得の相手方 松原市阿保1丁目1番1号 松原市役所内
松原市土地開発公社

令和4年9月28日提出

松原市長 澤 井 宏 文

議案第55号

令和3年度松原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和3年度松原市水道事業会計未処分利益剰余金3,074,363,306
円のうち、413,528,053円を資本金に組み入れるものとする。

令和4年9月28日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和3年度松原市水道事業会計・下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度松原市水道事業会計・
下水道事業会計決算を別添のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

認定第1号 令和3年度松原市水道事業会計決算認定について
認定第2号 令和3年度松原市下水道事業会計決算認定について

令和4年9月28日提出

松原市長 澤 井 宏 文

令和3年度松原市一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度松原市一般会計・特別会計歳入歳出決算を別添のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 認定第3号 | 令和3年度松原市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第4号 | 令和3年度松原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第5号 | 令和3年度松原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第6号 | 令和3年度松原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第7号 | 令和3年度丹南財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第8号 | 令和3年度若林財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第9号 | 令和3年度岡財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第10号 | 令和3年度大堀財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第11号 | 令和3年度小川財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第12号 | 令和3年度一津屋財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第13号 | 令和3年度別所財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第14号 | 令和3年度田井城財産区特別会計歳入歳出決算認定について |

令和4年9月28日提出

松原市長 澤 井 宏 文